

消費生活情報つうしん

コンちゃん



と

シュマー君



が

定期購入 について お知らせします

シュマー たいへんや。たいへんや。

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー あんにゃ。じいちゃんが、ばあちゃんに美容クリームをプレゼントしたんだにゃ。

コン へえ！素敵な話だね。おばあちゃん喜んでくれたでしょ。

シュマー それがにゃあ、実は、そのクリーム、じいちゃんが使ってみたかったから、買ったらしいんだにゃ。でも、ばあちゃんにプレゼントしたはずの美容クリームをじいちゃんが殆ど使おてしもたから、ばあちゃん、もう、要らにゃい！って、おかんむりなんだにゃ。

コン そりゃあ、そうなるね。

シュマー ところがだにゃ、また新しいクリームが送られてきたんだにゃ。じいちゃんは「注文していない」って言うんだけど、また、買ったことが、ばあちゃんに知られたら、けんかになるから困るんだにゃ。

コン なるほど。おじいさんは「注文していない」って言ってるのかあ。

シュマー そうなんだにゃ。ネットの広告に「初回980円」って書いたあったから、お得だと思ったんだって。

コン それ以外には、何も書いてなかったのかな？

シュマー そういえば、「定期コースプラン・購入回数縛りなし」って書いたあったらしいにゃ。

コン やっぱり。それって、購入しなければならぬ回数の縛りはないけど、「定期コース」つまり、定期的にお届けしますよってことだと思うよ。

シュマー にゃにゃんと！確かにそう言われてみるとそうだにゃ。ということは、解約しなきゃいけないにゃいのか。

コン そうだね。このままだと、また届いてしまうから、お店の利用規約を確認して、すぐに解約の手続きをしないとイケないね。

シュマー にゃあ、コンちゃん、クーリング・オフはできにゃいのか？

コン ネットでの注文は、通信販売という分類になるんだ。通信販売は、自分で調べてから買うスタイルなので不意打ち性がないから、クーリング・オフの適用はないんだよ。

シュマー にゃんだ。そうにゃのかあ。ネットの広告って、お得感が全面に出てるから、そこに目を奪われてポチっと、しちゃうんだにゃ。

コン そうだね。だけど、お得に見えても、お得じゃないことの方が多いから、ポチっとする前に必ず、利用規約を読んで、定期コースなのか、1回限りなのかや、解約の場合の条件など契約の内容を確認した方がいいと思う。それから、注文した時の最終画面を保存しておくことも必要だね。

シュマー わかった。じいちゃんと利用規約を確認してみる。コンちゃん、ありがとうにゃ。

■東近江市消費生活センターに寄せられた相談状況（令和7年度11月末現在）

相談件数 339件（前年同期277件 +62件）

■主な相談事例

- ・サプリや美容関連商品の定期購入トラブル
- ・インターネット通販の代引きによるトラブル
- ・子どものゲーム課金
- ・心当たりのない不審なメール など



■年代別相談状況

1. 70歳以上
2. 20歳代
3. その他（40代～60代）



東近江市消費生活センター

◆ 相談専用電話 0748-24-5659 050-5801-5659

◆ 相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)

